

組織的な大学院教育改革推進プログラム 平成19年度採択プログラム 事業結果報告書

教育プログラムの名称	： 貿易と開発に関わる専門人材養成プログラム
機 関 名	： 横浜国立大学
主たる研究科・専攻等	： 国際社会科学部 国際開発専攻
取組代表者名	： 池田 龍彦
キ ー ワ ー ド	： WTO、開発協力、経済連携協定、国際関係論、経済政策

I. 研究科・専攻の概要・目的

国際社会科学部(教員 120 名)は、国際社会で活躍する高度専門実務家や、研究者を養成するために、1999 年 4 月に社会科学系の既設 4 研究科を統合拡充して設立された。博士課程後期・国際開発専攻(学生定員 21 名)は、途上国や国際機関において国際開発に携わる高度専門家を養成することを目的とし、開発協力行政・経営マネジメントなどの比較分析、開発活動を支える国際コミュニケーション、国際開発に関する経済政策、経営戦略、協力制度等に関わる高度な専門的知識、および分析方法・技術の修得を重視した教育研究を行なっている。博士課程後期・国際経済法専攻(学生定員 21 名)は、新たな法理論・法解釈あるいは法政策を体系的に構築でき、国内外の研究機関や行政機関などで活躍できる研究者、高度専門実務家養成を目的とし、グローバル化・ボーダレス化した社会から生起する現代の法現象を、公法および私法の各法分野から、経済活動の規律と国際的規律の二つの視点に基づいて分析・解明する教育研究を行なっている。博士課程前期・国際関係法専攻(学生定員 48 名)は、租税法務、国際経済法、政策法務、比較法、開発協力の 5 コースの中から、学生に自分が将来めざすキャリアにあったコースを選択させ、法律と公共政策に強い専門家を養成を目的とする。現代の国際環境と公共空間に柔軟に対応できる人材を養成するため、法律と政治の基礎・応用知識や理論の習得に加え、政策分析、実務家によるセミナー、外国人客員教授による講義等をとおして教育研究を実施している。

II. 教育プログラムの概要と特色

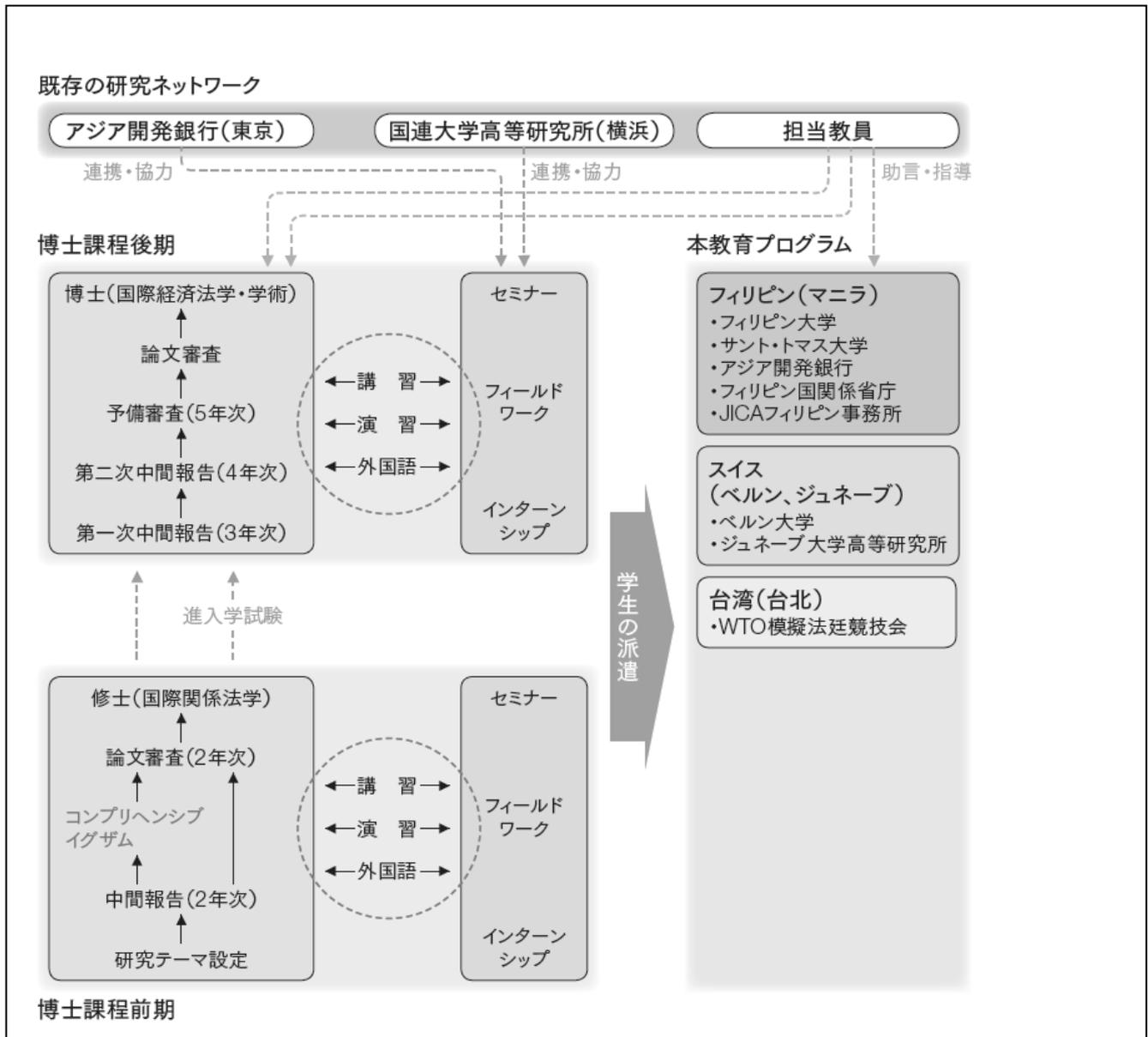
本教育プログラムは、現下の通商交渉で最大の課題とされる貿易と開発の問題(通商法・通商政策と開発政策の接点に位置する最先端領域)について、海外の国際機関、研究機関と連携しつつ、本学教員指導の下、現地において高度な研修を受けさせることにより、国内外の国際機関やシンクタンク等で活躍できる人材を養成し、本学学則に示された高度専門人材育成目的の達成を一層充実させようとするものであった。

本教育プログラムの 3 つの目標；

- (1) 「貿易と開発」の問題について、学生は国際的、実践的知識を主体的に獲得する。
- (2) 学生の創造性や自立的研究遂行能力を向上させる。
- (3) 高度な専門職業人として求められる表現力、交渉能力を取得する。

具体的には、臨地調査やワークショップでの報告、サマースクールへの参加、WTO 模擬法廷参加のために、学生を海外に派遣することを主たる柱とした。学生を海外に派遣するに際して、法学、経済学、政治学等の基礎科目の習得、英語力の向上についていっそう充実させるようプレキジット制度等をとおして個々に指導するとともに、専門家養成としての性格を確実にすべく、調査計画や報告ペーパーの内容について、現在、実際の国際環境上問われている実務上の諸問題を中心に組み立てよう指導した。本教育プログラムの終了後には、

WTO 法等国際経済法と開発協力の交差する領域に関して実務家として通用するレベルの専門的知識を取得するとともに、分析能力や国際的な交渉力を備えた人材を創出することを企図した。



Ⅲ. 教育プログラムの実施結果

1. 教育プログラムの実施による大学院教育の改善・充実について

(1) 教育プログラムの実施計画が着実に実施され、大学院教育の改善・充実に貢献したか

本教育プログラムの実施にあたり、プレレキジット制度、他専攻科目単位取得制度、他学部からの教員招聘等を積極的に活用して基礎力を強化させるとともに、外国人客員教授や学外からの講師の招聘、本学の学術交流協定校であるサント・トマス大学との本学における国際セミナーをとおして応用力をつける機会を作った。

本学で行われた合同ワークショップへの参加者はのべ 120 名に上る。平成 19-21 年度の 3 カ年の間に、経済連携協定等と開発協力に関するフィールドワークとしてフィリピンへ 47 名、ベルン大学国際ワークショップへ 4 名、ジュネーブ大学高等研究所へ 4 名、WTO 模擬法廷競技会へ 9 名を派遣した。

海外へ派遣された学生の多くは、現地で取得した情報と準備段階で習得した分析、調査手法をもとに、修士および博士の学位請求論文を進行、もしくは完成させている。特に、現場担当者等から情報を聴取する力や英語文献の読解力、英語コミュニケーション能力などを明らかに向上させているという学生も散見される。



2. 教育プログラムの成果について

(1) 教育プログラムの実施により成果が得られたか

WTO 模擬法廷では、ベルン及びジュネーブでの学習の成果を最大限活用し、最優秀意見書賞(総合)、最優秀申立国意見書賞を獲得して世界決勝大会へ進んだほか、さらに参加した学生個人が最優秀弁論賞を獲得した。過去数年間において日本から WTO 模擬法廷に出場しているのは横浜国立大学のみであり、専門人材としての学生の能力向上が著しかったことがこの結果からも分かる。

フィリピンでのフィールドワークに関しては、英語による報告書が学生主導で作成された。(成果物については、後述ウェブサイトに掲載)

さらに学生はそれぞれの海外派遣の結果を生かして個々の研究課題を進めた結果、本学大学院の博士後期へ 7 人、ロンドン大学東洋アフリカ学院(SOAS)へ 1 人、フィリピン大学ロースクールへ 1 人が進学することになった。また平成 21 年度に米国ニューオーリンズで行われたアメリカ国際政治学会 (ISA) の年次大会では、1 人の博士課程後期の学生が研究成果を報告する機会を与えられた。(アメリカ国際政治学会は、個人が単独で応募した場合、競争が厳しくなかなか報告のチャンスをつかむことは難しいとされる。)

3. 今後の教育プログラムの改善・充実のための方策と具体的な計画

(1) 実施状況・成果を踏まえた今後の課題が把握され、改善・充実のための方策や支援期間終了後の具体的な計画が示されているか

2010年3月11日、「貿易と開発に関わる専門人材養成」外部評価委員会によって事業評価が行われた。

外部評価委員： John Campbell (ミシガン大学名誉教授)

Beata Bochorodycz (アダム・ミツキェヴィッチ大学准教授)

松本 淳 (JICA 横浜センター次長)

当プログラム3カ年の具体的事業について、「貿易と開発」という分野について学界および実務界の両方から妥当性があること、博士後期および博士前期レベルで専門実務者の養成として学内で教育するとともに海外へ派遣することに関して独自性があること、フィールドワーク等の実施について学生主導でアポイントメントをとり調査計画を立てるなどしていることについて、国際的レベルから言っても意味があるという評価を受けた。とりわけ、フィールドワークと模擬法廷参加については、学生たち自ら事前学習を数ヶ月かけて行ない、事業実施後には学生たちの研究への姿勢に変化が見られることについて言及された。

一方で、今後も同様の事業を実施しつづけていくことが望ましいが、当プログラムの補助金が平成21年度限りであり、事業を継続していくには別の競争的資金を獲得するか学内資金の調達が必要とされる。昨今の政府行政刷新会議の動向を見ても、新たな競争的資金をあてにするというよりは学内資金でやっていくという選択をせざるを得ず、そうすると全体の事業予算はこれまでと比べてかなり少なくなるので、プログラム内容について若干の変更をせざるを得ない。結果、たとえば、これまでフィールドワークのための学生派遣費として、旅費および宿泊費を当プログラムによって全額負担していたが、少なくとも宿泊費だけは学生に負担させて、今後も事業を継続することが1つの選択肢となろうと判断された。あるいは、本学学生主導のフィールドワークという形から離れ、本学と学術交流協定を締結しているセント・トマス大学やフィリピン大学との共同研究という形にして学内での教育研究を充実させ、海外へ派遣する学生をより限定する方法についても提案された。また、すでに採択されている文部科学省の国際協イニシアティブ事業との連携の可能性についても指摘されている。実際にどの選択肢を採用するかについては、近日中に確定する学内資金の配分額が明らかになるのを待って最終決定されることになっている。

4. 社会への情報提供

(1) 教育プログラムの内容、経過、成果等が大学のホームページ・刊行物・カンファレンスなどを通じて多様な方法により積極的に公表されたか

本プログラムの実施状況や成果については、逐一、本プログラム専用ホームページにて公表してきた。詳しくは、下記ウェブサイトを参照。

<http://ptp.ynu.ac.jp>

また、平成19年度から3カ年分の事業実施報告書については、下記ウェブサイトにて公表中。

http://ptp.ynu.ac.jp/file/Trade_Deve.pdf

5. 大学院教育へ果たした役割及び波及効果と大学による自主的・恒常的な展開

(1) 当該大学や今後の我が国の大学院教育へ果たした役割及び期待された波及効果が得られたか

本プログラムにより実施した3つのプロジェクトである「フィールドワーク及びワークショップの実施」、「ジュネーブ大学高等研究所サマースクールへの参加」及び「WTO模擬法廷への参加」は、それぞれ英語を使用して院生が参加するもので、関係する教員の的確な指導の下で、院生が周到的な準備を行い成果を上げたといえる。これらの経験は、同様のプログラムを実施しようとする本学各部局や他大学院にとって極めて有益な知見となっており、本プログラムが果たした役割は大きいといえる。特に、上記3つのプロジェクト実施にあたり、本学事務局国際関係組織と協働して取り組んでいることから、プロジェクト遂行により得られた知見は本学各部局の共有財産となっている。

このような実践的な大学院教育を行い、国際的に通用する専門人材養成を行うことについての強い要請が継続的にある現状において、本プロジェクトが与える波及効果が大きいことは、外部評価委員会において「国際的レベルにおいて意味ある」との高い評価を得ている。

(2) 当該教育プログラムの支援期間終了後の、大学による自主的・恒常的な展開のための措置が示されているか

本プログラムは3年間実施され平成22年3月で終了したが、その成果を継続的に院生に付与するため、平成22年度以降も同様のプログラムを継続して実施することが決定されている。必要な予算措置としては、本学国際戦略推進室の全面的な支持の下で所要の予算を確保するとともに、国際社会科学研究科としても予算面でのバックアップをすることとしている。

その際、外部評価委員会で提案されたプログラムの内容変更について十分な検討を行い、所期の目的を十分達成するよう努力することとしたい。

組織的な大学院教育改革推進プログラム委員会における評価

【総合評価】
<p> <input type="checkbox"/> 目的は十分に達成された <input type="checkbox"/> 目的はほぼ達成された <input checked="" type="checkbox"/> 目的はある程度達成された <input type="checkbox"/> 目的はあまり達成されていない </p>
<p>〔実施（達成）状況に関するコメント〕</p> <p>本プログラムの目的である、通商交渉で最大の課題とされる貿易と開発の問題（通商法・通商政策と開発政策の接点に位置する最先端領域）について、国内外の国際機関やシンクタンク等で活躍できる人材の養成を目指して、海外におけるフィールドワーク、サマースクール、WTO模擬法廷が行われており、英文による報告書執筆も行われ、その点では順調といえる。</p> <p>しかし、留意事項の経済学の基本的・体系的な修得や学位授与に向けた対応について、より一層の対応が求められ、また支援期間終了後、プログラムの本質を変えることなく継続可能であることの実策を示すことが必要である。</p>
<p>（優れた点）</p> <p>海外におけるフィールドワーク、WTO模擬法廷への派遣、サマースクール実施、学位授与数の安定、外部評価実施などを優れた点としてあげることができる。また大学院生の報告ペーパーなどをホームページに掲載し、外から大学院生のパフォーマンスがみえるように努力していることは評価できる。</p> <p>（改善を要する点）</p> <p>留意事項の経済学の基本的・体系的な修得や学位授与に向けた対応について、より一層の対応が求められる。</p> <p>支援期間終了後、資金面から見た持続可能性、また他の教育取り組みへの波及効果の面からは具体性がみえず、この点の改善が求められる。</p>

組織的な大学院教育改革推進プログラム事後評価
評価結果に対する意見申立て及び対応について

意見申立ての内容	意見申立てに対する対応
<p>1件目</p> <p>「実施(達成)状況に関するコメント」 <u>留意事項の経済学の基本的・体系的な修得や学位授与に向けた対応について、より一層の対応が求められ</u></p> <p>「改善を要する点」 <u>留意事項の経済学の基本的・体系的な修得や学位授与に向けた対応について、より一層の対応が求められる。</u></p> <p>【意見及び理由】 本プログラムの対象となる国際開発専攻および国際経済法専攻（ともに博士課程後期）、ならびに国際関係法専攻（博士課程前期）では、同研究科内に多数開設されている経済学関連の科目を履修することが可能であり、また経済学の初学者には指導教員が経済学部の授業を履修するよう指示するプレ・レキジットのシステムをとっている。 また、経済学、政治学、国際法の学際的分野に対しても、合同演習科目として開発協力基礎研究を半期2コマ提供し、それぞれの教員が全員参加体制で行っているため、経済学の基本的、体系的な修得システムが不足するとは言えない。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 留意事項の指摘について、改善は見られるものの、経済学の基本的・体系的な修得について、より一層の対応を求めた指摘であり、修正しない。</p>
<p>2件目</p> <p>「実施(達成)状況に関するコメント」 <u>支援期間終了後、プログラムの本質を変えることなく継続可能であるかを明示することが必要である。</u></p> <p>「改善を要する点」 <u>支援期間終了後、資金面から見た持続可能性、また他の教育取り組みへの波及効果の面からは具体性がみえず、この点の改善が求められる。</u></p>	<p>【対応】 「実施(達成)状況に関するコメント」 以下の通り修正する。 <u>支援期間終了後、プログラムの本質を変えることなく継続可能であることの具体策を示すことが必要である。</u></p> <p>「改善を要する点」 原文のままとする。</p>

【意見及び理由】

事業結果報告書Ⅲ. 5.(2)に「平成 22 年度以降も同様のプログラムを継続して実施することが決定されている。」と記載しているように、支援期間 (H21 年度まで) 終了後、H22 年度から、当プログラムは学内の国際教育シャトルベース事業 (実践的学術の拠点たる横浜国立大学に世界から優秀な学生を集めるとともに、学生の海外派遣等の拡充を通じ、地球規模の人材交流育成に貢献することを目的とする) の中に組み込まれた (財源は交付金特別経費)。その中から今後とも予算配分を受けることが確認されており、今年度も継続実施しているほか、H25 年度までの財源は確保されている。

【理由】**「実施(達成)状況に関するコメント」**

提出された事業結果報告に一定の記載はあるものの、プログラムの本質を変えることなく継続するための方策が具体でないとの指摘であることから、趣旨がより明確になるよう、表現を修正した。

「改善を要する点」

提出された事業結果報告に一定の資金面への言及はあるものの、プログラムの本質を変えることなく持続させる方策が具体でなく、また、他の教育取組への波及効果についても、報告書の記述では具体性が見えないとの指摘であり、修正しない。